

令和2年5月8日

令和2年第1回臨時会会議録

中種子町議会

令和2年第1回中種子町議会臨時会会議録（第1号）

令和2年5月8日（金曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(中種子町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例)
- 第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(中種子町介護保険条例の一部を改正する条例)
- 第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(中種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- 第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
(中種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- 第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
(中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度中種子町一般会計補正予算（第6号）)
- 第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第5号）)
- 第11 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第
5号）)
- 第12 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5
号）)
- 第13 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度中種子町一般会計補正予算（第1号）)
- 第14 議案第28号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第2号）
- 第15 発議第2号 中種子町に自衛隊を誘致する意見書

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	浦邊和昭君	2番	橋口涉君
3番	池山喜一郎君	5番	永濱一則君
6番	蓮子信二君	7番	濱脇重樹君
8番	下田敬三君	9番	迫田秀三君
10番	日高和典君	11番	戸田和代さん
12番	園中孝夫君	13番	徳永留夫君

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長	田淵川寿広君	副町長	土橋勝君
総務課長	阿世知文秋君	町民保健課長	横手幸徳君
福祉環境課長	上田勝博君	農林水産課長	里重浩君
建設課長	長田認君	農地整備課長	池山聖年君
企画課長	徳永和久君	会計管理者兼会計課長	池端みどりさん
税務課長	春田功君	水道課長	牧瀬善美君
保育所長	山田和春君	空港管理室長	石堂晃一君
行政係長	榎元卓郎君	財政係長	鮫島司君
教育長	北之園千春君	教育総務課長	浦口吉平君
社会教育課長	園田俊一君	選挙管理局長	阿世知文秋君
農委事務局長	遠藤淳一郎君		

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	下村茂幸君	議事係長	稲子隆浩君
--------	-------	------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（徳永留夫君） おはようございます。

ただいまから、令和2年第1回中種子町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（徳永留夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、戸田和代さん、12番、園中孝夫君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（徳永留夫君） 日程第2、「会期決定の件」を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（中種子町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）

○議長（徳永留夫君） 日程第3、承認第1号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第1号について説明いたします。地方税法等の一部を改正する法律、政令、省令が令和2年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることとされたことから、本条例を専決処分により改正させていただきましたので御報告いたします。

主な改正内容は、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するための課税制度の拡大、個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡夫控除の見直し。以上のほか、法令改正、改元対応に伴う所要の条例改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらるものでございます。

詳しい内容につきましては、税務課長に説明させますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（徳永留夫君） 税務課長。

○税務課長（春田功君） おはようございます。

承認第1号につきまして、概要を説明させていただきます。

お手元の議案書13ページからの新旧対照表により、主に改正後の内容について説明をさせていただきます。なお、字句及び条項の整理、ずれ、元号の改元などに関する部分につきましては、説明を省略させていただきます。

まず、同ページ、第1条による改正について説明いたします。

上段になります。第24条、個人の町民税の非課税の範囲につきましては、非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に加えるものでございます。

続いて、中段の第34条の2、所得控除につきましては、所得控除項目にひとり親控除額を追加するなど、所要の措置をするものでございます。

14ページをお願いします。

14ページ下段の、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書及び15ページ上段の、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきましては、給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とするなど所要の措置をするものでございます。

16ページをお願いします。

上段の、第54条、固定資産税の納税義務者等の第5項につきましては、法規定の新設にあわせて新設するもので、農地など所有者が不明な資産について、使用者がいる場合に、その使用者をその資産の所有者としてみなすことができることとするものでございます。その他は所要の措置をするものでございます。

19ページをお願いいたします。

上段の、第74条の3、現所有者の申告につきましては、法規定の新設にあわせて新設するもので、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合などにおいて、現所有者に住所や氏名など、賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとするものでございます。

同ページ下段の、第94条、たばこ税の課税標準の第2項につきましては、軽微な葉巻たばこに係る紙巻きたばこ本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直すもので、第1段階では、1本当たりの重量が0.7グラム未満の本数換算は0.7本とするものでございます。

20ページをお願いします。

下段の、第96条、たばこ税の課税免除につきましては、課税免除の適用に当たって必要な手続を簡素化するものでございます。

21ページをお願いいたします。

1番下からの附則の改正についてです。

次の22ページをお願いします。

上段の、附則第3条の2、延滞金の割合等の特例及び下段の第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例につきましては、租税特別法の延滞金等の特例規定の改正に

あわせて、規定の整備をするものでございます。

24ページをお願いいたします。

中段より少し上になりますが、附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、肉用牛売却による事業所得に係る課税の特例適用期限を3年間延長するものでございます。

飛びまして、32ページをお願いします。

32ページの下段になりますが、附則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、個人が低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を創設するものでございます。

33ページをお願いいたします。

上段の、附則第17条の2、優良宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期間を3年延長するものでございます。

次に、35ページをお願いします。

第2条による改正でございますが、次の36ページの下段になりますが、第31条、均等割の税率につきましては、法人税法において、通算法人ごとに申告を行うこととすることに伴う規定の整備をするものでございます。

38ページをお願いします。

上段の、第48条、法人の町民税の申告納付の、飛びまして40ページ、右側の現行の中段、第9項につきましては、通算法人について課税標準を法人税額とすることに伴い、規定の削除を行い、42ページの上段、第16項及びその下、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續につきましては、通算法人ごとの申告等を行うこととすることに伴い、規定の整備をするものでございます。

43ページをお願いいたします。

下段の、第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、第48条と同様の理由により、右側の現行第4項以降を削除するものでございます。

44ページをお願いします。

下段の、第94条、たばこ税の課税標準につきましては、先ほど1条による改正でもありましたとおり、軽量の葉巻たばこに係る紙巻きたばこ本数への換算方法についての第2段階で、令和3年10月1日から、1本当たり重量が1グラム未満の本数換算を1本とするものでございます。

46ページをお願いします。

続いて第3条による改正でございます。前年度、令和元年度の条例改正の第3条による改正で、右側の現行の上から2行目のとおり改正をしましたが、今回の改正では未婚の親に対する税制上の措置及び寡夫控除の見直しに伴う個人住民税の人的非課税措置について見直しが行われたため、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加えた昨年の改正規定を削除するなど所要の措置をするものでござ

います。

あとページが飛びますが、51ページの附則第8条による改正から55ページの附則第11条による改正までは、元号改元によるものでございます。

以上が、承認第1号に関する補足説明でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（中種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（徳永留夫君） 日程第4、承認第2号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第2号について説明いたします。

地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されることとされたことに伴い、本条例を専決処分により改正させていただきましたので御報告いたします。

改正内容は、国保税の課税の対象となる所得のうち、長期譲渡所得に係る地方税法の改正に対応し、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例が創設されたことによる条例改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（中種子町介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（徳永留夫君） 日程第5、承認第3号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第3号について説明いたします。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備などに関する法律による介護保険法の改正により、令和元年10月から消費税率の引き上げに伴う低所得者の介護保険料の軽減強化が実施されてきましたが、令和2年4月から消費税率10%引き上げの満年度化に伴い、保険料軽減の完全実施が行われることにより、第1段階から第3段階保険料率を改定するための条例を改正するものです。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（中種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（中種子町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）

日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（中種子町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（徳永留夫君） 日程第6、承認第4号、「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第8、承認第6号、「専決処分の承認を求めることについて」までの3件を一括議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） それでは承認第4号、承認第5号及び承認第6号について説明いたします。

令和2年3月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に伴う関連条例の改正を行うものです。

承認第4号は、国民健康保険において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正するものです。

承認第5号は、後期高齢者医療において国民健康保険同様に新型コロナウイルス感染症による傷病手当金を支給する内容が盛り込まれたことから、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して傷病手当金を支給するために、鹿児島県後期高齢者医療広域連合条例改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。

承認第6号の町税賦課徴収条例については、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、地方税においても新型コロナウイルス感染症の我が国、社会経済に与える影響が甚大なものであることを鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとされたことに伴い、本条例を専決処分により改正させていただきましたので御報告いたします。

主な改正内容は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、徴収の猶予制度の特例、中小事業者等に係る固定資産税の軽減措置寄附金税額控除の特例などがございます。なお、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条による改正規定につきましては、令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月17日並びに4月27日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。これから、承認第4号から承認第6号までの3件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号から承認第6号までの3件は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度中種子町一般会計補正予算（第6号））

○議長（徳永留夫君） 日程第9、承認第7号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第7号について説明いたします。

令和元年度一般会計予算につきましては、さきの3月定例会において補正予算の議決をいただきましたが、その後、予算の調整を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に一般会計補正予算（第6号）を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

歳出予算から主なものを御説明いたします。

総務費は、各事業実績による減額調整と公共施設等総合管理基金の積立金を計上。

民生費は、実績による扶助費の減額と国保特会、介護特会繰出金の減額。

衛生費は、事業実績による予防費の減額と後期高齢者医療連合の負担金確定による減額及び後期特会の繰出金を減額。

農林水産業費は、各種事業実績による補助金等の減額と農業振興基金の積立金を計上。

消防費は、災害出動数の減による費用弁償の減額が主なものでございます。

次に歳入予算について御説明をいたします。

町税は、収入見込み額による調整。

譲与税交付金及び地方交付税は、交付決定による調整。

国県支出金は、交付決定及び実績による補助金等の調整。

繰入金は、財源調整のため減債基金を減額しています。

町債は、事業実績による調整が主なものでございます。

その結果、歳入歳出予算からそれぞれ6,429万1,000円を減額し、補正後の予算総額を、66億77万3,000円とするものでございます。

以上の歳入歳出予算補正のほか、地方債の補正もあわせて計上しています。

詳しい内容につきましては総務課長に説明をさせます。

よろしく願いいたします。

○議長（徳永留夫君） 総務課長。

○総務課長（阿世知文秋君） おはようございます。

それでは令和元年度中種子町一般会計補正予算（第6号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。

まず歳出から説明いたします。

20ページをお願いします。

20ページ1番下の、目の5財産管理費、増額4,741万7,000円は、ふるさと応援基金積み立て、300万円の減額。財政調整基金積立金、157万4,000円と次のページの、公共施設等総合管理基金積み立て、5,000万円の増額でございます。

同じページ、21ページの上段の、目の6企画費、減額968万3,000円は、航路航空路運賃低廉化及び地域公共交通維持確保事業等の事業実績による減額でございます。

次に、23ページをお願いします。

23ページの、目の1社会福祉総務費、減額3,635万3,000円は、障害福祉サービス事業、各福祉関連事業とプレミアム付商品券事業の実績による減額及び国保特別会計繰出金の実績による調整でございます。

次に25ページをお願いします。

25ページ上段の、目の1児童福祉総務費、減額923万7,000円は、出産祝金支給事業の実績による減額と乳幼児医療費事業及び各児童福祉関連事業等の実績による減額でございます。

次に27ページをお願いします。

中ほどの、目の3介護保険事業費、減額983万7,000円は、介護保険事業特別会計への繰出金で、各事業実績による調整でございます。

次のページ、28ページをお願いします。

3番目の、目の3環境衛生費、減額262万8,000円は、小型合併浄化槽設置事業確定による減額でございます。下段の、目の9後期高齢者医療費、減額461万1,000円は、事業実績による鹿児島県後期高齢者医療連合負担金の調整でございます。

次に、29ページをお願いします。

29ページ、1番上の、目の1塵芥処理費、減額457万1,000円は、種子島地区広域事務組合のごみ処理に係る負担金の減額でございます。

中ほどの、目の1農業総務費、増額2,980万円は、農業振興基金積立によるものでございます。その下の、目の2農業振興費、減額179万5,000円は、農業実習生受け入れ推進事業等の実績による減額でございます。

次のページ、30ページをお願いします。

1番上の、目の3園芸特作振興費、減額551万5,000円は、輸送コスト事業をはじめ各事業実績による減額でございます。中ほどの、目の5甘味資源振興費、減額200万9,000円は、サトウキビ採苗ほ用原種苗供給事業等の実績による減額でございます。

次に31ページをお願いします。

31ページ下段の、目の2 林業振興費、減額301万2,000円は、戦略産品輸送費支援事業実績による補助金の減額でございます。

次のページ、32ページをお願いします。

上段の、目の2 水産業振興費、減額109万5,000円は、輸送コスト支援事業をはじめ各種事業実績による減額でございます。

32ページの1番下の、目の2 商工業振興費、減額439万1,000円は、ふるさと応援寄附金返礼経費の減額と町緊急経済対策商工業者事業資金信用料及び商品券販売促進事業の事業実績による減額でございます。

次に35ページをお願いします。

35ページ中ほどの、目の1 非常備消防費、減額229万8,000円は、火災等災害出動回数の減に伴うものでございます。

次に36ページをお願いします。

中ほどの、目の1 学校管理費、減額401万3,000円は、休校に伴う学校主事等の実績による減額でございます。

歳出は以上でございます。

次に歳入を御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

8ページから10ページにかけての、町税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税につきましては、収納実績及び交付決定に伴う調整でございます。その中で、10ページ中ほどの地方交付税は、特別交付税1億3,977万4,000円の増額で、交付税の総額は30億6,127万8,000円となったところでございます。

次に10ページ下段の、分担金及び負担金から12ページにかけての、使用料及び手数料は実績による調整でございます。

次に12ページ下段の、国庫支出金から16ページ下段の県支出金までにつきましては、各事業の事業費確定による調整でございます。

次に17ページをお願いします。

17ページ中ほどの、目の1 寄附金、減額120万円は、ふるさと納税寄附金の実績による調整でございます。

その下の、目の1 財政調整基金繰入金、減額1億8,275万円は、財源確定による調整でございます。

次に19ページをお願いします。

19ページ中ほどの、款の21町債は、町債減額1,400万円は、各起債事業費の確定に伴い調整を行ったものでございます。

歳入については以上でございます。

次に7ページをお願いします。

7ページ、第2表、地方債補正でございます。1の変更は、事業の確定に伴う限度額の変更で、公営住宅建設事業債を3,960万円、辺地事業債を2億4,520万円、過疎事業債を2億6,610万円にそれぞれ変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

最後に1ページをお願いします。

第1条第1項は、既定予算総額から6,429万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億77万3,000円とするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表歳入歳出予算補正」によることとするものでございます。

第2条は地方債の補正について規定するものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日に専決処分させていただきました。

以上で説明を終わります。

承認方よろしくをお願いします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号））

○議長（徳永留夫君） 日程第10、承認第8号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第8号について説明いたします。すいません、承認第7号について説明いたします。

○議長（徳永留夫君） 町長、8号です。

○町長（田淵川寿広君） 8号について説明いたします。すいません。

歳入につきましては、国民健康保険税70万6,000円の増額。繰入金1,309万2,000円の減額。県支出金1,256万9,000円の増額が主なものです。

歳出は、保険給付費769万3,000円の増額。保健事業費558万5,000円の減額が主なものです。

その結果、歳入歳出それぞれ155万7,000円を増額し、補正後の予算総額を12億

4,088万5,000円とするものです。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるところでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第8号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第11 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度中種子町
介護保険事業勘定特別会計補正予算（第5号））

○議長（徳永留夫君） 日程第11、承認第9号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第9号について説明いたします。

歳入予算から御説明をいたします。

介護保険料見込み額増により、保険料現年分204万4,000円の増額。過年度分25万7,000円の増額です。国庫支出金は、交付決定に伴い調整交付金210万1,000円の増額、地域支援事業交付金は総合事業と総合事業以外を合わせて618万5,000円の増額です。支払い基金交付金は、交付決定に伴い介護給付費交付金2,704万3,000円の減額、地域支援事業支援交付金は70万6,000円の増額です。県支出金は、交付決定に伴い、地域支援事業交付金の総合事業と総合事業以外を合わせて304万3,000円の増額です。繰入金は、介護サービス等給付実績及び地域支援事業の確定に伴い一般会計繰入金122万7,000円の増額、介護給付費繰入金1,086万8,000円の減額。基金繰入金2,851万8,000円の減額が主なものでございます。

次に歳出予算の御説明をいたします。

保険給付費が介護サービス費給付実績の確定により介護サービス等諸費7,097万2,000円、介護予防サービス等諸費618万4,000円、審査支払い手数料20万2,000円、高額介護サービス等費326万円、高額医療合算介護サービス等費69万5,000円、特定

入所者介護サービス等費698万5,000円をそれぞれ減額が主なものでございます。地域支援事業費は、実績の確定により包括的支援事業任意事業費223万4,000円の減額です。基金積立金は、平成30年度の実績に伴い、国県支払い基金へ返納金として4,240万1,000円の増額が主なものです。

その結果、歳入歳出それぞれ5,086万7,000円を減額し、補正後の予算総額をそれぞれ11億4,985万6,000円とするものです。

地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日に専決処分させていただきましたので、同法第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第9号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第12 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号））

○議長（徳永留夫君） 日程第12、承認第10号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第10号について説明いたします。

歳入予算から御説明いたします。

後期高齢者医療保険料の確定に伴い166万円の減額。一般会計からの繰入金9,000円の減額。後期高齢者医療広域連合の保健事業確定などに伴い、諸収入10万2,000円を減額するものでございます。

次に歳出予算の御説明をいたします。

後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い134万3,000円の減額、保健事業の確定に伴う健康保持増進事業費42万2,000円の減額が主なものです。

その結果、歳入歳出それぞれ177万1,000円を減額し、補正後の予算総額を1億3,997万7,000円とするものです。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分

させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第10号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第13 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度中種子町一般会計補正予算（第1号））

○議長（徳永留夫君） 日程第13、承認第11号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 承認第11号について説明いたします。

令和2年度一般会計補正予算、今回の補正予算は、国が新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として行う特別定額給付金を速やかに給付するために必要な事務経費及び学校臨時休業に伴う学童保育実施に係る経費を緊急に計上したもので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年4月24日に一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

歳出予算から御説明いたします。

総務費の需用費は、給付申請書等の用紙代、送付用の封筒印刷代となります。役務費は、申請書等の郵送費、負担金補助及び交付金は、システムの改修負担金を計上しております。

教育費は、学童保育運営委員会への補助を増額しております。

次に歳入予算の御説明いたします。

歳入は、財政調整基金繰入金を増額しております。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ625万9,000円を追加し、補正後の予算総額を66億6,225万9,000円とするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、承認第11号を採決します。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第28号 令和2年度中種子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（徳永留夫君） 日程第14、議案第28号、「令和2年度中種子町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第28号について説明をいたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策の関連経費につきまして早急に対応するため、緊急に補正予算の計上をお願いするものでございます。

まずは歳出予算から御説明をいたします。

総務費は、特別定額給付金の給付に関連する事務経費と1人当たり10万円の給付金を計上。

衛生費は、防護服等の購入経費と緊急連絡用携帯電話機購入経費を計上。

消防費は、災害対策用の消毒液購入経費の計上。

教育費は、教職員へ配布するマスクなどの経費及び学校臨時休業に伴う給食食材のキャンセルなどで損害が発生した業者に対する補助金を計上しております。

次に歳入予算の御説明をいたします。

国県支出金は、特別定額給付金事業補助金の追加、繰入金は財源調整のため財政調整基金を減額しております。

雑入は、全国学校給食会からの補助金を計上しております。

その結果、歳入歳出それぞれ7億8,457万4,000円を追加し、補正後の予算総額を74億4,683万3,000円とするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（徳永留夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 発議第2号 中種子町に自衛隊を誘致する意見書

○議長（徳永留夫君） 日程第15、発議第2号、「中種子町に自衛隊を誘致する意見書」を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会委員長、濱脇重樹君。

〔自衛隊誘致並びに馬毛島移設問題調査特別委員会委員長 濱脇重樹君 登壇〕

○特別委員長（濱脇重樹君） 発議第2号について趣旨説明をいたします。

令和元年第2回臨時会で可決された中種子町に自衛隊を誘致する意見書について、誘致活動を積極的に行うため、改めて意見書を関係機関へ提出することや、新旧種子島空港跡地等が県有地であるため、前回の意見書の内容に一部文言を挿入し、県知事あてに提出するものです。

以上で、発議第2号について趣旨説明を終わります。

よろしくお願ひします。

○議長（徳永留夫君） これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書について、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永留夫君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（徳永留夫君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回中種子町議会臨時会を閉会します。

御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前10時49分